

# 神奈川労働保険 指導協会だより

平成二十一年  
夏季号

編集・発行  
労働保険  
事務組合  
**神奈川労働保険指導協会**  
〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-97  
TEL 045-625-3616(代)  
FAX 043-625-3617  
E-mail: info@kanagawa-rouho.com

業務案内  
労働保険(雇用保険・労災保険)  
法に基づく諸業務、給付請求、  
労働保険料徴収納付、その他  
事務指導

## 平成21年度1期労働保険料の納期です 指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます

平成21年3月31日より、  
雇用保険法の一部が改正されました。

### 1. 保険料率の変更

平成21年4月1日より「雇用保険料率」が引き下げられました。

雇用保険料率 単位(1000分の)	改正後(21年4月1日より)			改正前		
	事業主負担	被保険者負担	計	事業主負担	被保険者負担	計
一般の事業	7	4	11	9	6	15
農林水産 清酒製造事業	8	5	13	10	7	17
建設の事業	9	5	14	11	7	18

### 2. 労働契約期間の定めのある方の雇用保険加入要件・失業給付受給要件の変更

派遣社員・パートタイマー等の方で**労働契約期間の定めのある方**の雇用保険加入要件・契約が更新できなかった場合の失業給付受給要件が緩和されました。

#### 【雇用保険加入要件の変更】



改正後(21年3月31日より)	改正前
週に20時間以上働き、 <b>6ヶ月</b> 以上雇用見込のある方	週に20時間以上働き、 <b>1年</b> 以上雇用見込のある方

雇用期間の定めのない従業員は、週20時間以上働いているかどうかのみが加入要件となります。

#### 【失業給付受給要件の変更】

加入期間が <b>1年</b> 以上必要	加入期間が <b>6ヶ月</b> 以上必要
・自己都合退職 (労働契約期間の有無は関係ありません)	・労働契約期間が満了し、本人が希望していたにも係わらず労働契約の更新がないことによる退職 ・解雇、倒産など会社都合による退職 ・正当な理由がある自己都合退職 (父母の扶養の為、事業所の通勤困難な地への移転等)

雇用保険は入社日から加入手続きを取る必要があります。加入日が遅れた為失業給付の受給が出来ないなどの問題が起こらないよう、正社員や一週間に20時間以上働かれるパートタイマーや契約社員の方が入社されましたら速やかに当協会までご連絡くださいませ。雇用保険の加入要件や受給資格など不明な点については当協会までお問い合わせください。